

平成19年5月11日

金融庁
監督局保険課 御中

在日米国商工会議所（ACCJ）
保険小委員会
東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階

**「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「小額短期保険業者向けの監督指針」
の一部改正（案）に関する意見**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月11日付で公表された「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「小額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

- ・ **実施時期について** — 在日米国商工会議所（ACCJ）は、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を選択・購入することを可能とするために、金融庁が保険商品に関する比較情報について監督指針を改正するこのたびの動きを歓迎する。しかし、公表された監督指針改正案によれば、当該監督指針は改正の日から適用されることになっており、ACCJはこの点について懸念を抱いている。改正監督指針の下では、保険料に影響を与えるような前提条件を記載する、保険会社や代理店との間に特別の利害関係を有していないか等を明示する、比較表示の対象とした保険商品について顧客が「契約概要」を速やかに入手できるような措置を講じる等、比較表示を行う際に、これまでよりも多くの詳細な情報の公開を求められることになった。従って、保険会社等が旧監督指針に沿って運用をしてきた広告等が新しい要件を満たすために必要な措置を講じるために、当該監督指針の改正日から施行日までに2-3ヶ月の準備期間を設けるよう要請する。